

令和元年第2回足立区議会定例会提出案件

令和元年6月10日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	令和元年度足立区一般会計補正予算（第2号）	（先議）
	2	令和元年度足立区介護保険特別会計補正予算（第1号）	（先議）
	3	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う規定整備
	4	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う規定整備
	5	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例	つぼみ学童保育室の設置
	6	足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例	児童施設の利用時間の変更
	7	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例	落書きの防止及び適切な対処に関する規定整備 外
	8	権利の放棄について	足立区立図書館等の未返却図書資料に関する返還請求権の放棄
	9	足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例	附属機関の設置
	10	足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例	附属機関の設置 外
	11	足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴う規定整備
	12	足立区介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令の改正に伴う規定整備
	13	足立区宅地開発事業調整条例	宅地開発事業に関する基本的事項の規定
	14	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画決定に伴う条例制定
	15	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業に関する施行協定の変更について	工期の延伸 外 協定の相手方 東武鉄道株式会社
	16	足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例	助成に関する規定整備 外

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	17	保育所整備に関する和解について	保育所整備に係る損害に関する和解 金額 42,188,000円
	18	足立区立保育所の指定管理者の指定について	新田さくら保育園
	19	足立区立保育所の指定管理者の指定について	伊興大境保育園
	報告 1	平成30年度繰越明許費繰越計算書	
	報告 2	専決処分した事件の報告について	和解 24,000円 1件
	報告 3	専決処分した事件の報告について	和解 203,400円 1件
	報告 4	専決処分した事件の報告について	損害賠償額 81,889円 2件

令和元年第2回足立区議会定例会提出予定案件

令和元年6月10日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	新田学園新校庭その他工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月30日 金額 未定
	2	千寿青葉中学校旧校舎その他解体工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月30日 金額 未定
	3	旧上沼田小学校解体工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月31日 金額 未定
	4	伊興地域学習センター大規模改修工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月27日 金額 未定
	5	伊興地域学習センター大規模改修電気設備工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月29日 金額 未定
	6	伊興地域学習センター大規模改修機械設備工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月29日 金額 未定
	7	特別養護老人ホーム六月外壁改修その他工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和元年5月29日 金額 未定
	8	文書管理システム用パソコンの購入について	(先議) 仮契約日 令和元年5月17日 金額 未定

令和元年第2回足立区議会定例会会議日程（案）

足立区議会事務局

月	日	曜	午 前	午 後
6	11	火		[請願締切日]
	12	水	[議案発送日]	
	13	木		
	14	金	[質問通告締切日]	正午まで
	15	土		
	16	日		
	17	月		
	18	火		
	19	水	議会運営委員会(第2委員会室) 10時 各派幹事長会・広報委員会(第2委員会室) 10時30分	
	20	木		本 会 議 1時
	21	金	総務委員会(特別委員会室) 10時	
	22	土		
	23	日		
	24	月	議会運営委員会(第2委員会室) 10時 各派幹事長会(第2委員会室) 10時30分	本 会 議 1時
	25	火	区民委員会(第3委員会室) 10時	厚生委員会(第3委員会室) 1時30分
	26	水	産業環境委員会(第1委員会室) 10時	[会期中請願締切日]
	27	木	建設委員会(第3委員会室) 10時	文教委員会(第3委員会室) 1時30分
	28	金	交通網・都市基盤整備調査特別委員会(第3委員会室) 10時	待機児童・子ども支援対策調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分
	29	土		
	30	日		
7	1	月	災害・オウム対策調査特別委員会(第3委員会室) 10時	エリアデザイン調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分
	2	火	議会運営委員会(第2委員会室) 10時 各派幹事長会(第2委員会室) 10時30分	
	3	水		本 会 議 1時

※ 委員会室は変更する場合がある。

改正する規程及び申し合わせ等一覧

令和元年6月10日現在

	名 称	備 考
1	足立区議会申し合わせ事項	

前議会のとおり追認する規程及び申し合わせ等一覧

令和元年6月10日現在

	名 称	備 考
1	議会運営に関する規程	
1	足立区議会会議規則	
2	足立区議会委員会条例	
3	足立区議会議会運営委員会規約	
4	足立区議会運営要綱	
5	足立区議会傍聴規則	
6	足立区議会委員会傍聴規則	
7	足立区議会傍聴証の制定及び交付基準等要綱	
2	議会運営等に関する申し合わせ事項	
1	請願・陳情の取り扱いについて	
2	災害時における議会と議員の行動規範	
3	国外調査に関する幹事長会協議	
4	政務活動費の支出における申し合わせについて	
5	足立区議会委員会映像のインターネット配信に関する申し合わせ	
6	会議システム用タブレット端末等使用基準	
3	その他諸規程等	
1	足立区議会永年在職議員表彰内規	
2	足立区議会全員協議会運営規程	
3	足立区議会各種委員長会運営規程	
4	足立区議会広報委員会の運営等に関する規程	
5	足立区議会委員協議会運営規程	
6	足立区議会正副委員長会運営規程	
7	足立区議会図書室管理規程	

足立区議会申し合わせ事項

(昭和63年 5月18日各派幹事長会決定)	(平成15年 6月12日議会運営委員会決定)
(昭和63年 5月25日運営委員会決定)	(平成16年 5月28日議会運営委員会決定)
(昭和63年 5月26日全員協議会決定)	(平成17年 5月13日議会運営委員会決定)
(平成 3年 6月12日全員協議会決定)	(平成19年 6月 6日議会運営委員会決定)
(平成 3年 9月24日全員協議会決定)	(平成19年 7月 9日議会運営委員会決定)
(平成 4年 6月24日全員協議会決定)	(平成19年10月18日議会運営委員会決定)
(平成 5年 8月31日各派幹事長会決定)	(平成21年 5月28日議会運営委員会決定)
(平成 6年 6月20日全員協議会決定)	(平成21年 9月 1日議会運営委員会決定)
(平成 6年 7月 4日各派幹事長会決定)	(平成22年 5月28日議会運営委員会決定)
(平成 7年 5月15日各派幹事長会決定)	(平成23年 6月 6日議会運営委員会決定)
(平成 8年 6月12日議会運営委員会決定)	(平成27年 6月 4日議会運営委員会決定)
(平成 8年 8月29日議会運営委員会決定)	(平成28年 5月10日議会運営委員会決定)
(平成 8年11月 8日議会運営委員会決定)	(平成29年 1月30日議会運営委員会決定)
(平成 9年 2月26日議会運営委員会決定)	(平成29年 8月30日議会運営委員会決定)
(平成10年12月 1日議会運営委員会決定)	(平成30年 1月30日議会運営委員会決定)
(平成11年 3月26日議会運営委員会決定)	(平成30年 5月 9日議会運営委員会決定)
(平成11年 6月29日議会運営委員会決定)	(令和元年 6月 日議会運営委員会決定)
(平成13年 8月31日議会運営委員会決定)	

1 請願・陳情について

①請願・陳情の採択基準について

一般的には願意が妥当であって、そのうえ実現の可能性のあるものを採択するのが通例である。(趣旨採択は行わない。)

- ・ 実現の可能性について……………財政的にも行政的にも実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 実現の可能性の時期について……近い将来に実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 計画の決定している請願・陳情について……………当該年度においてすでに計画が決定している請願・陳情で願意が満たされているものは継続審査とし、凍結する。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願の審査方法について

- ・ 前項の請願・陳情の採択基準に則って処理する。(ただし、住民全体の福祉の向上に資するものは趣旨採択を可とする。)
- ・ 委員会で採択の意見が多い場合でも、全会一致にならなかった場合は、委員会審査を凍結し、採択を保留する。
- ・ 不採択の意見が多い場合は、不採択とする。

③請願として取り扱わないもの

- ・ 区関連施設以外の施設(郵便ポスト、信号機等)の設置に関する件
- ・ 区道認定、区有通路設置に関する件(59・8・31各派幹事長会)

- ・特定の場所を指定し、買収を求める件（59・10・4各派幹事長会）
- ・議会で既に超党派で実現に努力している件（59・11・22各派幹事長会）

④紹介議員の制限について

法令上、特段の規定はないが当区議会では議長、副議長及び所管の委員長は、紹介議員にはならないこととする。

2 一般質問について

①質問時間……………	・足立区議会自由民主党	105分
	・足立区議会公明党	90分
	・日本共産党足立区議団	50分
	・足立区議会立憲民主党	30分
	・足立区議会議会改革を全力で推し進める会	20分
	・無会派（4定例会の内1回）	25分

- ・予め定められた各党各会派の持時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行う。
- ・通告した各人の質問時間は、相互に融通することはできないものとする。

②再質問の時間については、代表質問5分以内、一般質問は3分以内とする。

3 副議長の委員会の出席について

- ・予算特別委員会及び決算特別委員会については、随時出席を認め、発言は議長事故あるときに限る。
- ・議会運営委員会については、随時出席し、発言することができる。

4 意見書・決議について（請願・陳情にかかわらず、区議会独自の判断で提案する場合。）

①提出手続

- ・本会議の招集日を決定する各派幹事長会で提出の有無を表明する。
- ・本会議第1日目の直前に開会する各派幹事長会に案を添え各会派に配付する。
- ・本会議の会期中に各派幹事長会を開会し、各会派間の調整を行い、議会運営委員会で決定のうえ最終日に上程する。
- ・上記の手続によらないで上程できるものは、緊急性のあるもので全会派が一致で合意するものとする。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等

- ・区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等は、全会一致で合意されたもの限り本会議に上程する。
- ・この場合の意見書等の提出者は、常任・特別委員会が提出する場合を除き、議会運営委員会全員とする。